

(新)西原町の上水道料金及び下水道使用料早見表

【令和元年11月検針分～ 上下水道課作成】

家庭用(下水道は家事用)				営業用(下水道は業務用)				団体用(下水道は業務用)			
水量	水道料金	下水道使用料	合計	水量	水道料金	下水道使用料	合計	水量	水道料金	下水道使用料	合計
8 m ³	1,204 円	471 円	1,675 円	10 m ³	2,095 円	785 円	2,880 円	10 m ³	1,728 円	785 円	2,513 円
9	1,398	534	1,932	11	2,336	874	3,210	11	1,948	874	2,822
10	1,591	597	2,188	12	2,577	963	3,540	12	2,168	963	3,131
11	1,785	660	2,445	13	2,818	1,052	3,870	13	2,388	1,052	3,440
12	1,978	722	2,700	14	3,059	1,141	4,200	14	2,608	1,141	3,749
13	2,172	785	2,957	15	3,300	1,230	4,530	15	2,828	1,230	4,058
14	2,366	848	3,214	16	3,540	1,320	4,860	16	3,048	1,320	4,368
15	2,559	910	3,469	17	3,781	1,409	5,190	17	3,268	1,409	4,677
16	2,753	973	3,726	18	4,022	1,498	5,520	18	3,488	1,498	4,986
17	2,946	1,036	3,982	19	4,263	1,587	5,850	19	3,708	1,587	5,295
18	3,140	1,098	4,238	20	4,504	1,676	6,180	20	3,928	1,676	5,604
19	3,334	1,161	4,495	21	4,745	1,765	6,510	21	4,148	1,765	5,913
20	3,527	1,224	4,751	22	4,986	1,854	6,840	22	4,368	1,854	6,222
21	3,721	1,287	5,008	23	5,227	1,943	7,170	23	4,588	1,943	6,531
22	3,914	1,349	5,263	24	5,468	2,032	7,500	24	4,808	2,032	6,840
23	4,108	1,412	5,520	25	5,709	2,121	7,830	25	5,028	2,121	7,149
24	4,302	1,475	5,777	26	5,949	2,211	8,160	26	5,248	2,211	7,459
25	4,495	1,537	6,032	27	6,190	2,300	8,490	27	5,468	2,300	7,768
26	4,704	1,611	6,315	28	6,431	2,389	8,820	28	5,688	2,389	8,077
27	4,913	1,685	6,598	29	6,672	2,478	9,150	29	5,908	2,478	8,386
28	5,122	1,758	6,880	30	6,913	2,567	9,480	30	6,128	2,567	8,695
29	5,331	1,832	7,163	31	7,154	2,656	9,810	31	6,348	2,656	9,004
30	5,540	1,906	7,446	32	7,395	2,745	10,140	32	6,568	2,745	9,313
31	5,749	1,980	7,729	33	7,636	2,834	10,470	33	6,788	2,834	9,622
32	5,958	2,053	8,011	34	7,877	2,923	10,800	34	7,008	2,923	9,931
33	6,167	2,127	8,294	35	8,118	3,012	11,130	35	7,228	3,012	10,240
34	6,376	2,201	8,577	36	8,358	3,102	11,460	36	7,448	3,102	10,550
35	6,585	2,274	8,859	37	8,599	3,191	11,790	37	7,668	3,191	10,859
36	6,794	2,348	9,142	38	8,840	3,280	12,120	38	7,888	3,280	11,168
37	7,003	2,422	9,425	39	9,081	3,369	12,450	39	8,108	3,369	11,477
38	7,212	2,495	9,707	40	9,322	3,458	12,780	40	8,328	3,458	11,786
39	7,421	2,569	9,990	41	9,563	3,547	13,110	41	8,548	3,547	12,095
40	7,630	2,643	10,273	42	9,804	3,636	13,440	42	8,768	3,636	12,404
41	7,839	2,717	10,556	43	10,045	3,725	13,770	43	8,988	3,725	12,713
42	8,048	2,790	10,838	44	10,286	3,814	14,100	44	9,208	3,814	13,022
43	8,257	2,864	11,121	45	10,527	3,903	14,430	45	9,428	3,903	13,331
44	8,466	2,938	11,404	46	10,767	3,993	14,760	46	9,648	3,993	13,641
45	8,675	3,011	11,686	47	11,008	4,082	15,090	47	9,868	4,082	13,950
46	8,884	3,085	11,969	48	11,249	4,171	15,420	48	10,088	4,171	14,259
47	9,093	3,159	12,252	49	11,490	4,260	15,750	49	10,308	4,260	14,568
48	9,302	3,232	12,534	50	11,731	4,349	16,080	50	10,528	4,349	14,877
49	9,511	3,306	12,817	60	14,140	5,240	19,380	60	12,728	5,240	17,968
50	9,720	3,380	13,100	70	16,549	6,131	22,680	70	14,928	6,131	21,059

ご注意

- ◆上記の上水道料金及び下水道使用料ともに、消費税込みの表示となっています。
- ◆家庭用及び家事用は8 m³まで、営業用及び団体用並びに業務用は10 m³までが基本料金等となります。
- ◆上記早見表内の下水道使用料は、水道水のみ利用し公共下水道に排除する場合の使用料です。雨水や井戸水、工業用水等を併用し公共下水道に排除した場合は、使用状況に応じて下水道使用料が加算されます。

(新)西原町上水道料金表

(令和元年11月検針分～)

種別	用途別	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金			
		水量	料金				
専用給水装置	家庭用	8m ³ まで	1,095 円	9m ³ ～ 25m ³	1m ³ につき	176 円	
				26m ³ ～ 50m ³	1m ³ につき	190 円	
				51m ³ ～ 100m ³	1m ³ につき	205 円	
				101m ³ 以上	1m ³ につき	219 円	
専用給水装置	営業用	10m ³ まで	1,905 円	11m ³ ～ 100m ³	1m ³ につき	219 円	
				101m ³ ～ 200m ³	1m ³ につき	238 円	
				201m ³ ～ 500m ³	1m ³ につき	257 円	
				501m ³ 以上	1m ³ につき	276 円	
専用給水装置	団体用	10m ³ まで	1,571 円	11m ³ ～ 100m ³	1m ³ につき	200 円	
				101m ³ ～ 200m ³	1m ³ につき	219 円	
				201m ³ ～ 500m ³	1m ³ につき	238 円	
				501m ³ 以上	1m ³ につき	257 円	
専用給水装置	臨時用				1m ³ につき	524 円	
専用給水装置	共同用	料金算定の基礎となる使用水量は、親メーターの指示数に基づき、各戸(世帯)均等に使用したものとみなし、家庭用なみの料金とする。					

- ※ 料金は、基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。
- ※ 家庭用とは、一般家庭において、日常生活用水として水道を使用する場合をいう。
- ※ 営業用とは、会社、工場その他事業所等が営業又は営業に付随して水道を使用する場合をいう。
- ※ 団体用とは、官公署等地方公共団体及びこれらに準ずる団体が水道を使用する場合をいう。
- ※ 臨時用とは、工事、興行、給配水管の破損その他短期間臨時に水道を使用する場合をいう。
- ※ 共同用とは、共同住宅等において、1個の親メーターにより、2世帯以上が日常生活用水として水道を共同使用する場合をいう。

(新)西原町下水道使用料表

(令和元年11月検針分～)

用途区分	基本使用料(1ヶ月当たり)		超過使用料			
	汚水量	使用料				
家事用	8m ³ まで	429 円	9m ³ ～ 25m ³	1m ³ につき	57 円	
			26m ³ ～ 50m ³	1m ³ につき	67 円	
			51m ³ 以上	1m ³ につき	76 円	
業務用	10m ³ まで	714 円	11m ³ ～ 100m ³	1m ³ につき	81 円	
			101m ³ ～ 200m ³	1m ³ につき	95 円	
			201m ³ ～ 500m ³	1m ³ につき	110 円	
			501m ³ ～ 1000m ³	1m ³ につき	124 円	
			1001m ³ 以上	1m ³ につき	138 円	
大衆浴場用				1m ³ につき	38 円	
臨時用				1m ³ につき	95 円	
共同用	一戸(世帯)当たりの使用料は、家事用を適用する。この場合の使用料算定の基礎となる水量は各戸(世帯)均等に使用したものとみなす。					

- ※ 使用料は、基本使用料と超過使用料との合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。
 - ※ 家事用とは、一般家庭において下水道を使用する場合をいう。
 - ※ 業務用とは、会社、工場その他事業所等が営業又は業務に付随して下水道を使用する場合をいう。
 - ※ 大衆浴場用とは、大衆浴場等の排水が下水道を使用する場合をいう。
 - ※ 臨時用とは、工事、興行その他短期間臨時に下水道を使用する場合をいう。
 - ※ 共同用とは、共同住宅等において水道を共同用として給水を受けて下水道を使用する場合をいう。
- ◆ 上記の上水道料金表及び下水道使用料表は、消費税抜きの表示となっています。
- ◆ 転出(料金精算) 転入(名義変更)の際は、上下水道課までご連絡下さい。

西原町上下水道課

TEL: 945-4934-4879